

中世後期の奈良の盗人検断について：『大乘院寺社 雑事記』を手がかりにして

植田，信広
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/1893>

出版情報：法政研究. 55 (2/4), pp.31-62, 1989-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



中世後期の奈良の盗人検断について

——『大乘院寺社雑事記』を手がかりにして

植 田 信 広

一 はじめに

本稿の主たる目的は、『大乘院寺社雑事記』（以下、単に『雑事記』と略称する）に頻出する「盗人」に関する記事を主な検討素材として、中世後期（より具体的には『雑事記』の記録対象期間にあたる、康正二年＝西暦一四五六年から永正五年＝一五〇八年にかけての約五〇年間）の奈良市中における、盗犯に対する興福寺を中心とした検断活動の様相を説明することである。

そのための作業として、本稿では、当該期の奈良市中において、盗人事件が発生した場合、誰が検断活動の主体となり、いかなる内容の検断措置がとられたのか（言い換えれば、いかなる手続きで犯人を特定し、かつまた有罪と認定し、これにいかなる刑罰を科したか）という問題について、主としてその犯罪の発生地がどこか、犯罪当事者の住所がどこか、また、犯罪当事者の身分が何か、等々の点に着目しながら、さらには、奈良市中における犯罪と大和国内のそれ以外の領域における犯罪⁽¹⁾の場合とを比較検討しながら、考察してみることにした。

ところで、同じ時期の奈良及び大和国における検断のありかたについては、同じく『雑事記』を主たる検討素材にした、戦前以来の多くの先学の研究⁽²⁾によって、既に多くのことが明らかにされている。

そこで、まず最初に、戦前の研究ではあるが、奈良市中における興福寺の検断システムに関するこれまでのところ最も包括的な研究と思われる、鈴木止一氏の所説⁽³⁾に依拠しながら、主として興福寺領における検断活動の管轄について、これまでに明らかにされていることを紹介しておくことにしたい。

前置きが長くなって恐縮だが、その前に、本稿の叙述に対する読者の理解を助けるために、あらかじめ、興福寺の寺内組織及び主として奈良市中の興福寺支配領域の分布について、簡単に整理しておく。⁽⁴⁾

中世の興福寺の寺内組織の詳細については、専門家をして、「実際に働いている組織制度がほとんど全く分らない⁽⁵⁾」と言わしめるほどで、いまだに不明な点も多いが、主要な寺内組織としては、寺務、門跡、講衆、学侶、六方、衆中等の存在が知られている。

このうち、寺務は別名別当とも呼ばれ、興福寺全体の長官にあたる。次に、門跡とは興福寺内の最も有力な貴種出身の僧侶の住坊もしくはその住職のことで、これには一乗院と大乘院の二つがあり、この両門跡からはば交替で興福寺の寺務(別当)を出すことになっていた。次に、講衆・学侶・六方についてであるが、講衆というのは唯識講衆の略で、広い意味では、興福寺の学問僧全体をさすが、これは上臈・中臈・下臈の三つの階層に分かれていて、普通、講衆といえば、そのうち下臈分の者を意味する。そして広義の講衆のうち上臈・中臈に属する僧侶たちがそれぞれ学侶・六方という組織を構成し、各々が別組織として活動していたといわれている。最後に衆中であるが、興福寺には衆徒とよばれる、身分や地位が学侶・六方に比べて一段低く、また武装・妻帯という点で明確に他の階層の僧侶と区別される、いわゆる僧兵が存在していた。その社会的実体は大和国内の在地領主たちであるが、衆中というのは、こ

の衆徒集団の執行機関で、有力者を棟梁とし、事務能力を備えた者二、三名を沙汰衆として、計二〇名の衆徒によって組織され、活動していたといわれている⁽⁶⁾。

次に、奈良市中の興福寺支配領域の分布についてであるが、まず、中世後期の奈良の興福寺支配領域は、興福寺・春日神社を中心として、寺中・社頭・寺外という三つの区域に分かれていた。寺中というのは四町四方の大垣で囲まれた興福寺境内のことであり、社頭とはいわゆる春日神社境内で一の鳥居以東春日山を含み、南は紀伊神社あたりから北は水屋川までの地域を指すといわれる。寺外とは奈良市中の興福寺支配区域のうち、寺中・社頭を除く地のことだが、この寺外の地はさらに大乘院領、一乗院領、寺門領⁽⁷⁾（別名奈良七郷ともいい、寺務が支配した）それに元興寺郷という四つの領域に分かれていた。なお、奈良市中にはこのほか、東大寺の門前郷たる東大寺七郷と呼ばれる七つの郷もあった⁽⁸⁾。

さて、鈴木止一氏によれば、奈良市中における検断の管轄はほぼ次のようになっていたという。

第一に、刑事事件はそれが刃傷・殺害事件であるか、盗人・博奕事件であるかによって、その検断管轄のありかたに大きな違いがあった⁽⁹⁾。まず、社頭及び寺中についていえば、社頭における犯罪については、いかなる犯罪についても原則として講衆が検断したのに対し、寺中については、刃傷・殺害事件は講衆、盗人事件は衆中が原則として検断することになっていた。もっとも、こうした本来の権限分割も室町時代には崩れてきて、講衆の権限は衆中に侵され、衆中の権限は講衆に侵されつつあった。なかでも社頭における盗人検断については、逮捕・処刑等は衆中、住屋進発は講衆といった役割分担が行われるようになっていたという⁽¹⁰⁾。

次に、寺外のうち、両門跡領においては、刃傷・殺害は門跡が検断、盗人・博奕は門跡に案内を申し入れた上で、則ち、許可申請をした上で、衆中が犯人を逮捕し、住屋検封については門跡が行う⁽¹¹⁾。また、寺門領においては刃傷・

殺害は寺務が検断、盗人・博奕は衆中が単独で検断する事になっていた。⁽¹²⁾最後に、元郷寺郷においては特殊な検断管轄になっていて、盗人・博奕は他と同様に衆中が検断したが、刃傷・殺害については元興寺別当と大乘院門跡と衆中の三者の「入勝」つまり使者を入れるのが早いもの勝ちとされていた。⁽¹³⁾

第二に、鈴木止一氏によれば、寺外の犯罪の場合、検断管轄の基準とされたのは事件の当事者の住所であって、事件の発生地は検断の管轄とは無関係とされる。⁽¹⁴⁾

第三に、三ヶ大犯とよばれる児童・神鹿・講衆に対する犯罪については、以上の地域による管轄とは別に、講衆が独占的に検断することになっていた。このほか寺僧あるいは神人が関係する犯罪についてもしばしば講衆が検断したと指摘されている。⁽¹⁵⁾

第四に、大乘院門跡の支配下にあった座衆、例えば符坂油座衆などは、その住所の如何にかかわらず、原則として門跡が検断することになっていた。但し、その場合も盗人事件については、衆中が検断すべきものとされていた。⁽¹⁶⁾

最後に、以上のほか、大和国の奈良以外の地域における事案、則ち「大和一国」に対する検断権は、稲葉伸道氏によれば、学侶・六方が管轄していたとされるが、⁽¹⁷⁾これに対し、安田次郎氏はその場合はむしろ在地の領主たちが検断を行っていたと考える方が自然だと述べている。⁽¹⁸⁾

前置きが長くなったが、ほぼ以上のようなことを念頭におきながら、本論に入ることにした。

二 検断管轄について

まず検断の管轄について検討するが、これについてはすでに鈴木説を中心に、研究状況を詳しく紹介したので、以

下では鈴木説に追加、訂正を加えるような形で進めていきたい。

A 寺中

寺中発生の盗人事件の管轄についてはほぼ鈴木説の述べるのとおりだが、二、三付け加えて検討しておきたい点もある。その第一は、講衆による検断の事例も例外的ながら存在するということである。⁽¹⁹⁾

△史料A1▽

講衆蜂起、四恩院之石為山水唯識講承仕道承盗取之、以外次第緩怠之由、此間種々及其沙汰云々、於学侶集会之砌、一段糾明歟無為云々、然而今日講衆為令進發相向之處、（中略）仍講衆進發了、悉以発向、石大工ヲ返了、⁽²⁰⁾

これによれば、寺中の四恩院の石を、唯識講承仕の道承が盗んだ事件に際して、講衆が進發し、石を取り返したことがわかる。管見の限り、寺中発生の盗人事件について講衆が検断し、しかもこれをめぐって衆中と対立した形跡がない事例はこの一例だけである。

この他にも、例えば、寺中における盗人事件につき、講衆と衆中が互いに検断権を主張して、衆中の検断活動に支障をきたしていることを示す記事は⁽²¹⁾みられるが、衆中との軋轢なしに講衆が検断しているらしいことを示す記事は史料A1のみであった。

では、その理由として、何が考えられるかということになるわけだが、おそらく犯人が興福寺の寺僧であったことが講衆による検断が行われた理由ではなかったかと思われる。唯識講承仕というのは、おそらく僧侶としては下級身分であろうから、寺僧といってよいかどうか問題があるかもしれないが、一方で、管見の限り、興福寺の寺僧が犯人であるような盗人事件は寺中、社頭、寺外を問わず、講衆が検断していることからみて、ひとまずそのように解釈し

ておきたい。

第二に注目したいのは、これもわずか一例ではあるが、衆中でも講衆でもなく、寺門が検断した事例がみられることである。

△史料A2▽

去月廿九日中院参籠所ニ盗人入了、読師以下雑物取之云々、寺門色々可₍₂₂₎糾明云々、

寺中の中院参籠所に盗人が入ったので、寺門が糾明するというだけの、あまりに断片的な史料なので、これだけから以上のように結論するのは早計かもしれないが、他方で、後ですぐ紹介するように、本来講衆の管轄であるはずの寺中における刃傷・殺害事件についても寺家が検断している事例₍₂₃₎があることから、史料A2を寺中の盗人事件について寺門が検断した事例と解しても問題ないと思われる。

ちなみに注(23)所引の二件の史料のうち、前者は、寺中の新坊において、下部が喧嘩して死亡した事件に関する記事で、加害者の一人が寺外の寺門領の者だったので、寺家として検断することになり、地下に尋使を派遣したという事例である。これに対し、地下から、寺中における喧嘩の取り扱いについては衆中と講衆の紛争に決着がついていないのに、寺家が勝手に検断の使者を派遣するのはおかしいとの抗議が加えられたが、寺家はこれに対し「寺家は三千の貫首であり、その地位は講衆、衆中の上である」として反論していることがわかる。また、後者は、寺外大乘院領の西桶井の次郎が寺外寺門領の貝塚の漆屋を寺中において殺害したという事件に関する記事であるが、ここでも寺門領の貝塚は寺務が検断し、また大乘院郷の西桶井はおそらく大乘院門跡が検断したものとみられる。

いわばこれら三つの事例は寺中発生的事件の処理に際して、寺外における検断管轄の論理、則ち、犯罪当事者の住

所の領主による検断という論理が持ち込まれて主張されている事例といってもよいだろう。

B 社頭

社頭で発生した盗人事件の管轄についても、ほぼ鈴木止一説のとおりであるが、ここでもまず第一に、犯人が寺僧の場合は衆中との軋轢なく講衆が検断したらしいことを指摘しておきたい。

△史料B1▽

一切経々藏之内金泥大般若一部紛失、十二合箱計残置之、又中□厨子之内大般若箱六十合紛失了、此経在朱雀院、藤分守盛（中略）、盗了了、逐電了、仍去月廿八日自朱雀院返納于社頭了、講衆可蜂起云々、⁽²⁴⁾

社頭から金泥大般若経の一部を寺僧の守盛が盗んで逃亡していたが、朱雀院で発見され、経典は社頭に戻ってきたという事件につき、講衆が検断のために蜂起したということが、この記事から判明するわけである。

第二に、社頭における犯罪については、寺中における犯罪の場合と違って、衆中、講衆以外の検断主体が関与した形跡は管見の限り認められない。

そこで次に、社頭の盗人検断をめぐって、衆中と講衆が対立した事例を素材に、そこにおける両者の主張の対立点について検討してみることにはしたい。

△史料B2▽

水屋障子尋出之間、自衆中申付之、如元水屋拜殿ニ立之云々、（中略）此盗人事四月比自衆中札打之、又当月二自講衆打之、失衆中面目了、剩自講衆ハ衆中之札可打破之之由申之、社頭并僧坊院家事於盗人者、為講衆可致糾明之由云々、講衆・六方等及神水歟云々、凡不可然事也、⁽²⁵⁾

△史料B3▽

抑社頭・寺中盗人刃傷事ハ、一切閣衆中講衆可沙汰旨申、衆中ハ社頭寺門防禦衆徒也、不可見所旨申、大方此申状ハ尤事也、法中之検断背道理歟、如此雜務検断事、鹿園院御代より及其沙汰、不二決事也⁽²⁶⁾、

史料B2及びその関連史料等⁽²⁷⁾から、社頭にある水屋社の拝殿の障子が何者かに盗まれ、その検断をめぐって衆中と講衆が対立していた時の講衆の主張が読み取れるが、これによれば、講衆は「社頭並びに僧坊院家の盗人については講衆が糾明すべきだ」と主張していたことがわかる。

また、史料B3によれば、講衆が「社頭・寺中の盗人刃傷殺害のこと、言い替えれば、すべての犯罪は衆中を差し置いて、講衆が沙汰するのだ」と主張していることがわかる。これに対し、衆中の側は「社頭や寺門の防御が衆中の役目だから、(衆中として、社頭のこと)をおろそかにできない。」と主張し、大乘院門跡尋尊は、この衆中の主張を支持した上で、「法中の検断は道理に背く」、則ち僧侶による検断は道理に背くとコメントしている。

これに対し、次の、史料B4にみられるように、講衆はあくまで寺中・社頭という、いわば犯罪発生地自体の有する特殊な性格を理由とする検断権の主張を続けることになる。

△史料B4▽

衆中与講衆相論題目、前々之講衆所存与只今講衆所存聊相替、前々講衆ハ寺中・社頭事者一切為講衆可検断旨申、只今講衆所存ハ、於寺中モ真実院家・平坊之門ヨリ内ニテ在之事ハ、為講衆可沙汰、平坊之門外事ハ、雖為寺内自衆中可沙汰云々、凡悉以不_レ得其意事共也⁽²⁸⁾、

これによれば、衆中と講衆との検断管轄をめぐる対立についての講衆の見解が若干変化したとして、△以前は講衆は寺中・社頭のこと是一切講衆が検断するといっていたのが、今では寺中においても真実、院家、平坊の門より内で

の犯罪は講衆が沙汰するが、平坊の門外のこととはたとえ寺内であっても衆中が沙汰すべしとの妥協的な主張に変わっている✓と記されている。尋尊はこうした講衆の主張をも認めようとしないうけだが、いずれにせよ、ここでは講衆による検断権の主張の根拠が、一貫して「社頭・僧坊・院家」という、いわば聖域における犯罪は（僧侶たる）講衆が検断すべきものという点にあったらしいことに注目しておきたい。

次に、衆中による検断権の主張の根拠について見てみたい。

△史料B5✓

今日春日山木盗人於吐田堂問之、衆中而沙汰衆并寺住輩四五人罷出、自講衆乘弘・頼藝罷出、無白状云々、講衆罷出事無其例事也、仍不可成其例之由令出状而罷出聞之云々、於法華學道之身者一向背本意事也、自先年如此事在之、末代之至也、⁽²⁹⁾

社頭の春日山の木を盗んだ容疑者を衆中の沙汰衆と講衆が共同で取り調べたが、白状を得られなかったというわけだが、その際、こうした取調べの場に講衆が参加することはその例がないという理由で、講衆の出席を今後の例としないという旨の書面を講衆から出させた上で、出席させたことがわかる。

この点につき尋尊の評価はさらに厳しく、「法華學道之身」で尋問に加わるのはあるまじき行為だと非難している。この史料については既に安田次郎氏に取り上げられ、ここから、△盗みという犯罪が中世人にとってもっとも忌み嫌われた犯罪で、犯罪によってもたらされる穢れや災気の中でも盗みのもたらすそれよりも深刻なものと観念されていたことが、興福寺の上級僧侶たちが盗人の検断を衆中に行わせようとした主たる理由ではないか✓とし、さらに△盗みそのものとは異なるけれども、盗人に尋問・拷問を加える行為も同様に穢れに通ずると観念され、こうした行為に僧侶が携わるべきでないという考えが定着していったのではないか✓との興味深い推測を述べられている。⁽³⁰⁾

なぜ盗人の検断が衆中に担われるようになったかという問題に関する、安田氏の、この非常に説得力のある見解に導かれながら、盗人検断と衆中との関係について、もう少し触れてみたい。

△史料B6▽

去四月春日山々木盗人逃去事、守手越度之由及其沙汰、自六方可進発之由申、寺住輩者自衆中可進発之由申、兩方如此之間于今無進発、然而為六方進発事、無其謂事也、為衆中可令發向之由、明日辰具定集会ニ可披露旨、古市代官加賀公申之、六方雖及異儀、如本々盗人之事候間、衆中進発可有其沙汰云々⁽³¹⁾

これは、史料B5でみた事件の容疑者が翌年の四月に牢獄から逃亡する事件が起こり、この牢獄の「守手」則ち看守の責任を追及すべく六方が発向しようとして、例によって衆中と対立した際の記事であるが、これについて尋尊は「元々、盗人に発する事件なのだから、衆中が沙汰すべきものだ」と述べている。ここにも、盗人という特殊な性格の犯罪に関連する事件の検断は衆中Vという論理が極めて明確に打ち出されているといつてよいだろう。

社頭における検断の実態については、「刃傷殺害」の検断についても、実は講衆と衆中のいずれに本来検断権があるのか「先例一途ならず」⁽³²⁾とさえいわれるほどの不安定な状態だったとみられるが、こうした状況のもとで、盗人検断についていえば、かたや講衆は「社頭・院家・僧坊」(聖域)を根拠とする論理を主張し、かたや衆中は「盗人という犯罪の特殊な性格」を根拠とする論理を主張し、互いに検断権を譲ろうとしなかったということができよう。

C 寺外

イ、大乘院門跡領の場合

△史料C1▽

福智院郷盗人二人・松谷郷一人合三人分、昨日為衆中召取之、住宅ノ事ハ門跡ヨリ御力者ニ給之、又衆中ヨリ以山村ノ胤慶、

御領内ニ盗人候間召取了、尤兼テ案内ヲ可_レ申ニテ候へ共、風聞候てハ可_レ召取事不_レ可_レ叶候間、恐ナカラ不_レ申入候、可_レ蒙_二御免_一之由申入之、又住宅事任_二先例_一為_二門跡_一御成敗可_レ目出_二ヨシ申入之_一、被_レ得_二御意_一之由返答了、⁽³³⁾

これによれば、①大乘院門跡領の福智院郷の盗人を衆中が逮捕し、その住宅は門跡の手から（門跡の）力者に給付されたこと、②逮捕に際して、衆中から門跡に対して、本来なら事前に門跡に案内を申すべきだが、犯人の逃亡を恐れてそうしなかったこと、また、③住宅のことは「先例に任せて」門跡が成敗すればよい旨の申し入れがあったこと、等がわかる。

さらに、『雑事記』長祿三年五月廿一日条によれば、大乘院門跡領内で盗人が衆中に打たれた事件につき、その寄宿の屋に門跡から力者を派遣したところ、衆中からも「仕丁・戸上・膳手」を派遣すべき由申してきたので、門跡として例に任せて使者を派遣した上は衆中が出る幕でないとの態度をとった事、また、尋尊が「盗人については、その身柄ばかりが衆中の管轄だ」と考えていることがわかる。

まさしく鈴木止一説の整理したとおりのことになるが、ここではこうした原則を前提にしつつも、衆中が住屋に対する検断にまで権限を拡張しようとして、しばしば門跡と対立していること、さらには史料C2からわかるように、盗人以外の犯罪の検断にまで手を広げようとしていたことに注目しておきたい。

△史料C2▽

去廿六日鵜郷之番匠三郎次郎供納堂之女刃傷了、女ハ大略可_レ死歟云々、仍如_レ例差遣力者等令_二検断_一了、今日衆中集会可_レ進発之由、及_二其沙汰_一云々、内々沙汰衆弁公方仰遣了、隨而集会及_二評定_一了、書状到来、可_レ處_二重科_一之由云々、御返事、於_二御領内_一刃傷殺害事、毎度為_二門跡_一御沙汰也、於_二盗人沙汰_一者、被_レ申_二案内_一為_二衆中_一成敗不_レ能_二左右_一、仍今度事為_二門跡_一御沙汰了、可_レ得_二其意_一之由仰遣處、重而書状到来、於_二刃傷殺害等事_一者、為_二門跡_一御沙汰存_二其旨_一、女房刃傷事、先代未聞惡行間、

可_レ罪科云々、御返事、不_レ依男女御検断古今其例不_レ能_二左右上者、率爾儀不_レ可_レ有之由、仰了、仍無_二殊儀_一、⁽³⁴⁾

大乘院領の鵲郷の番匠が同じく九納堂郷の女を刃傷し、瀕死の重傷を負わせた事件につき、例の如く門跡が力者を派遣して検断したところ、衆中が集会し、評定の結果、重科に処すべき由決定したとの書状が到来した。そこで門跡から大乘院領内の盗人の沙汰については案内の上、衆中が成敗しても問題ないことになっているが、刃傷・殺害については、毎度門跡として沙汰している、よって今回は門跡が沙汰したのだと返事した。これに対し、衆中は刃傷・殺害が門跡の沙汰たることは承知しているが、「女房刃傷の事」は「先代未聞の悪行」なので衆中が罪科を加えると反論している。結局は門跡がこの主張に再反論して、衆中の主張は実現しなかったわけだが、ここにみられる、特に悪質な犯罪の検断には衆中があたるべしという論理には注目しておきたい。⁽³⁵⁾

ロ、寺門領の場合

これについては、引剝の犯人が寺僧である場合には、六方が検断していること、⁽³⁶⁾及び寺僧の童部が引剝にあった事件につき、講衆が検断を主張して、衆中と対立した事例⁽³⁷⁾があることを指摘しておくにとどめたい。後者の事例は、恐らく講衆の主張の根拠としては、この事件が「三个大犯」に該当するという点にあったのではないかと考えられるが、明示的な表現が史料中に見られないので、はっきりしたことはわからない。

ハ、元興寺領の場合

これについては鈴木止一説及び最近の坂井孝一氏の詳細な研究⁽³⁸⁾につけ加えるべき事はほとんどない。ただ殺害事件の際の入勝制に関する事例であるが、両方の使者が同時に入部したときは、両方が平等に検断権を行使するとされてきたこと、要するに徹底的かつ機械的な早いもの勝ち主義がとられていたことを示す記事⁽³⁹⁾がみられることを指摘す

るにとどめる。

D 奈良市中の東大寺郷

次に、奈良市中の東大寺郷の住人が盗みを働いた事例について検討する。

△史料D▽

昨日為_ニ衆中_ニ所々進発之畢、東大寺ニ宗観房知行ヤフ在之、此両三年笋盗人在之、色々此間糾明、上院之堂家披官下部所行、仍今小路之住屋進発之、子与同所之間、父住屋破却了、⁴⁰

宗観房昌懐という興福寺寺僧の知行する東大寺（郷）の藪の筍が盗まれた事件について、衆中が検断を行い、犯人の東大寺郷今小路郷の住屋に進発してこれを破却（正確に言えば犯人の父親の住屋を破却）したことがわかる。このように東大寺郷の盗人の検断は衆中が行っていたものと思われる。

ちなみに、この事件の被害者は興福寺の寺僧であり、したがってこの犯罪は講衆に対する犯罪ということになるにもかかわらず、講衆がこの事件の検断に関与しようとした形跡がないこと、つまりこの事件が三个大犯と観念されている形跡がないことからみて、三个大犯の一つである講衆に対する犯罪というのは、文字どおり講衆を被害者とするすべての犯罪を意味したわけではなく、講衆に一定の身体的な危害を加えることをその要件としていたものではないかと考えられる。

E 大和国内の大乗院領（除、奈良市中）

イ、辰市郷結戒・杏の場合

以下、奈良市中を除く大和国内の大乗院領の検断について見ていくが、はじめに辰市郷内の小郷である杏郷及びその寄郷たる結戒郷を取り上げたい。辰市の検断については、既に村岡幹生氏の研究⁽⁴¹⁾がある。これによれば、辰市郷は現在奈良市に属し、奈良中心街より西南に少しはずれた所に位置していて、中世以後東九条、西九条、八条、杏の四村をもって辰市と称していた。中世の奈良は岩井川を南の境としていたので、その外側に近接する辰市は、奈良の中ではなくて、田舎と呼ばれた区域にあたるわけだが、奈良とは密接な関係を有し、またそれ自体として都市的要素を備えた地域だったといわれている。⁽⁴²⁾

この辰市における盗人の検断管轄がどうなっていたかがここでの問題であるが、結論から先にいえば、史料E1、E2からわかるように、辰市全体の内、大乗院領たる杏郷と結戒郷における検断は大乗院門跡の権限において行い、これを除く惣辰市の検断は地下が行うことになっていた。

〈史料E1〉

昨日於辰市之結戒喧嘩在之、死者兩人、一人ハ堀披官人也、一人ハ、沙汰手ハ結戒之太郎さ衛門下人ナリ、如此聞之、仍為檢断御使伊予守、力者等力陣・慶万・晴若丸遣之了、檢断ニ御使被下之由、正豊寺へ文遣之者也、此地正豊寺へヨセ置故也、大儀之時ハ人夫等召仕之、又檢断事同為門跡有⁽⁴³⁾其沙汰、

〈史料E2〉

今日太郎さ衛門申辰市事ハ、盗人・女盗人外ハ、刃傷殺害人之檢断無之之由、地下掟法也、但門跡御成敗如何之由伺申、返事、惣辰市郷為⁽⁴⁴⁾私分如此掟法不及御覚悟也、於御領分者、刃傷殺害⁽⁴⁵⁾杭本之檢断也、不被⁽⁴⁶⁾閣⁽⁴⁷⁾之之由仰了、惣辰市事ハ上持鉢無之間、事出来之時ハ為⁽⁴⁸⁾主人、其公事ハ自他如⁽⁴⁹⁾国中之法、落居近来分勿論也、門跡領事ハ為⁽⁵⁰⁾領主間、其檢断勿論也、惣与別也、

史料E1、E2は辰市の結戒郷における喧嘩の検断の事例であるが、これらによれば、結戒郷の喧嘩につき、門跡

が検断したところ、惣辰市から八辰市郷のことは盗人と女盗人⁽⁴⁵⁾以外の犯罪については、刃傷についても殺害についても検断しないのが「地下の掟法」なのに、門跡が成敗したのは疑問がある。Vとのクレームがつけられたこと、及びこれに対して、門跡が以下のように反論したことがわかる。

すなわち、八惣辰市郷についてのこうした私的な掟法など関知しない。（辰市郷内でも）門跡の領分においては、刃傷・殺害は「根本の検断」なので、これを差し置くわけにはいかない。一方で、惣辰市の事は「上持躰」⁽⁴⁶⁾も存在しないので、事が起こったときは（惣が）主人として事件を落居させてよいのは勿論である。他方、門跡領の事は門跡が領主なのだから、門跡が検断するのが当然である。これは惣とは別なのである。Vというのである。

繰り返しになるが、辰市郷内の大乘院領、杏郷と結戒郷の検断は全面的に門跡が掌握することになっていたというわけである。

ロ、大乘院領莊園の場合

次に、大乘院領の莊園について見てみよう。

△史料F▽

大乘院領高田庄之内ニヘキナイト云男アリ、先年此男盗人ノ沙汰アル間、可_レ検断之由仰遣處逐電了、無力不_レ及_二検断_一處、近日又当庄ニ帰住間、為_二下司椿尾之沙汰_一、可_レ検断之由及_二其沙汰_一間、為_二門跡以_二力者等_一令_二検断_一了、（中略）院家之外ハ更以可_レ検断事不_レ可_レ有事也、仍令_二検断_一了、⁽⁴⁷⁾

△先年盗みをはたらいて、逃亡していたヘキナイが大乘院領の高田庄に戻ってきたため、下司の椿尾が検断しようとしたが、門跡から力者を派遣して検断した。そもそも院家以外の者が検断すべきではない。▽

以上が史料Fの内容であるが、このように大乘院領莊園の盗人検断は、下司以下の莊官ではなく、門跡が行うべき

ことになっていたものと思われる。

ハ、大乘院末寺の場合

大乘院末寺の盗人検断の事例としては、中山寺、菩提山正暦寺、長谷寺、平等寺、内山永久寺などの事例が見られるが、管見の限り、そのいずれにおいても、また犯人が寺僧であるか否かを問わず、門跡に検断権があったように思われる。

例えば、『雑事記』長祿三年四月七日条によれば、中山寺の池坊の坊主が盗みを働いて逐電した事件につき、中山寺から（門跡に対して）注進がなかったことを理由に門跡から使者を付し、検封したことがわかる。また、同、延徳二年閏八月九日条によれば、門跡から平等寺に対して、今後は平等寺内の盗人をはじめとする犯罪の検断を平等寺惣山の責任において沙汰すべきことを命じ、もし惣山がこの責任を怠り、例えば殺害等の犯罪について沙汰を行わないようなことがあれば、その時は門跡が直接検断する旨述べていることがわかる。このように検断の責任を末寺自身に負わせている場合もあるわけだが、その場合の末寺の検断も門跡の権限に対抗しうる自律性の強い権利というにはほど遠い、いざとなればいつでも門跡による直接の検断にとってかわられるものであったことは、すでにみたとおりである。

最後に、菩提山の検断に関する、『雑事記』文明十年五月七日条の記事によれば、門跡尋尊が、へもし菩提山の住人が奈良中において殺害・盗人等の悪行を行ったことが露見すれば、「当山」、すなわち大乘院が犯人の住屋を検断するのは勿論である、という、注目すべき主張を行っていることがわかる。

要するに、大乘院末寺における盗人の検断の権限はほぼ全面的に門跡に帰属していたといつてよいと思われる。

F 大乘院油寄人

これについては原則として何れの郷の住人であっても、門跡が検断にあたることになっていたこと、但し、盗人については、衆中が検断したこと、鈴木止一説の明らかにしたとおりである。

G 三个大犯

三个大犯、則ち講衆、神鹿、兎に対する犯罪については、犯人の住所の如何に関係なく、講衆が検断すべき事になっていたことも鈴木止一説の明らかにしたとおりである。但し、このうち兎に対する犯罪については、先にも触れたように、例えば注（三七）所引史料において、寺外寺門領の東穴口で了弘五師の童部が引剝にあった際、講衆がその糾明を主張したのに対し、衆中が異議を唱えたことに見られるように、その事件が三个大犯という兎に対する犯罪にあたるかどうかについては、しばしば講衆と他の検断権者との間で争いが生じていたのではないかと思われる。

三 盗人糾明の方法

以上で検断管轄についての検討を終わり、次に、盗人事件が発生した際の、犯人糾明の手続き、方法について検討することにした。

但し、そうはいっても、『雑事記』の盗人に関する記事は、ほとんどの場合、不明の犯人をいかにして捜査し、逮捕し、いかなる裁判を行ったかについての記事ではなく、現行犯に関する記事は勿論の事、それ以外の場合でも、盗

人が誰であるかは既に特定されていることを前提として、その犯人に対して、いかなる処罰を加えたかについての記事である。したがって、ここでは、興福寺領における盗人糾明の方法を、豊富な史料に基づいて、体系的に復元するといったことはできないことを、最初に断っておかねばならない。主として断片的な、しかもこれまでに先学によって既に紹介されている史料に基づいて、盗人糾明のいくつかの事例について、紹介、整理することでこの問題の検討にかえることとする。

〈史料G1〉

盗人増倍之間仰遣衆中、巨細仰付充善了、

近日於御近所盗人増倍以外次第候、如先例以落書起請被經糾明候者可目出候、隨而福智院・東中院・九納堂、彼三个郷先以糾明可然候哉之由、可令披露衆中集会給之由被仰出候也、恐々謹言、

二月四日

泰弘

衆中沙汰衆御房

(中略)

則以公人三人、来七日可有落書起請之由、加松谷郷四个所二相觸了、
就中今日衆中進發住屋十二个所(中略)也、十三重米倉盗人故也、湯起請難没故也、⁽⁴⁸⁾

〈史料G2〉

昨日中山檢断ノ使上洛、南坊・角坊両所檢封之由申入、次依無惣山注進、尋使分ニ為惣山御使中ニ料足出之云々、御知行分諸山諸御領無注進時ハ、何も如此也、⁽⁴⁹⁾

史料G1によれば、大乘院領の近辺において、最近盗人が倍増していることを理由に、「先例の如く、落書起請をもって犯人を糾明すべきこと」を門跡から衆中に対して命じていることがわかる。

落書起請とは、起請文を付した、犯人特定のための無記名の投書のことであるが、最近の瀬田勝哉氏の研究⁽⁵⁰⁾によれば、そのほとんどの場合、書き手として参加する者が誰であるかは事前に（領主によって）特定されていたという。即ち、必ず各郷各荘各村といったなんらかの単位ごとに書き手は定められ、最終的には落書の主催者によって人名が把握されていた、したがって、落書起請の場合の匿名というのは、いわば管理された匿名性であったという。

おそらく、史料G1の場合も、さしあたり嫌疑の対象となっている「福智院・東中院・九納堂」という、大乘院領の三个郷に対して、郷内のあらかじめ定められている書き手による落書起請を提出することを命じたものと考えられる。そして落書起請の結果、犯人と名ざされた者は湯起請⁽⁵¹⁾を行うことを求められ、これを難渋すると、犯人と特定されて、衆中の進発を受けることとなっていたものであろう。

このほか、犯人が不明の場合には、「三十貫文の札を打つ⁽⁵²⁾」というように、懸賞を出す旨の高札を立てて、犯人の摘発を求めることもしばしば行われたようである。

さらに、盗人に限らず、犯罪の摘発については、おそらく犯人の居住する郷や荘園や末寺などによる領主に対する犯罪事実の注進が義務づけられており、この義務を怠った場合には、領主から検断の使者を派遣され、犯人の所属する集団の連帯責任として、検断料を取られることになっていたものと思われる⁽⁵³⁾。

例えば、史料G2によれば、中山寺における喧嘩の検断⁽⁵⁴⁾に際し、この事件につき、「惣山からの注進」がなかったことを理由に、門跡からの使者の料足を中山寺から出させた事がわかる。さらに、大乘院知行分の諸山諸御領における犯罪について注進が行われなかった時は、いずれもこのような処置をとるといわれている⁽⁵⁵⁾。

逆に、元興寺郷中院の住人鶴喜久のおこした喧嘩事件に際して、「惣郷ハ注進之間、不及付使者也⁽⁵⁶⁾」といわれていることからわかるように、領主に対して、事件についての注進を行っておけば、後で惣郷としての責任を問われ

て、使者を派遣されずにすんだものと思われる。

次に、このようにして逮捕された盗人の取調べ方法について検討する。

〈史料G3〉

衆中吉田法橋之披官下部男自_二去年冬比_一籠者了、春日山木盗人之由申、自_二下臈分_一渡_二衆中_一了、及_二兩度_一責問之、衆中并下臈分罷上了不_二白狀_一者也、不_レ及_二覺悟_一之由申、不_レ及_二第三度_一之責_二之處_一、昨日逃去了、籠守之越度以外之由、云_二下臈分_一云_二衆中_一及其沙汰_二欺_一、堂童子一_二臈友清仕丁_一之籠也云々、⁽⁵⁷⁾

〈史料G4〉

去年山木盗人今日又第二度之被問之、六方検使_二禅乘房罷出_一云々、⁽⁵⁸⁾

史料G3にあるように、被疑者は逮捕されると「籠者」される、則ち、牢獄に入れられることになっていたと思われる。こうした牢獄には史料G3にいう「堂童子一_二臈友清仕丁_一之籠」のように、衆中の下で検断の実務にあたったといわれている公人の管理する牢獄と、⁽⁵⁹⁾「衆中の籠」と呼ばれる牢獄が存在したようであるが、この両者が同じものを指すのか、あるいは、別種の牢獄だとして、それぞれどのような牢獄で、どのように使い分けられていたのか、等の点については現在のところよくわからない。

最後に、史料B5、B6、G3、G4等によれば、春日山の木の盗人容疑者に対して、衆中が講衆の立会いのもとに、二度にわたって尋問を加えたものの、「白狀」に及ばないため、三度目の尋問を加えようとしていたところ、その前に牢獄から逃亡してしまった事件があった事がわかるが、自白しない盗人容疑者に対して、常にこうした手続きが取られるべきことになっていたかどうかについては、さらに検討の余地があろう。

四 盗人に対する刑罰と検断得分

最後に、盗人に対する刑罰の内容について検討する。これについては、犯人の身柄に対してとられる処置と住屋に対する処置とに区分して考察する必要があるように思われる。

A 犯人の身柄に対する措置

まず、身柄に対する処置についていえば、第一に、中世の在地において、盗人の現行犯については、その場で殺害されてもしかたないとされていたことは、先学の指摘するとおりであり、⁽⁶¹⁾また、この旨定めた村法も知られている。⁽⁶²⁾興福寺支配下においても同様で、例えば、尋尊は、衆徒の古市氏の足輕が引剝の現行犯として殺された事件について、「尤以神妙」⁽⁶³⁾と述べ、これを当然視している。

第二に、現行犯か否かにかかわらず、一旦逮捕された盗人に対する処置についてみても、死刑とされている事例が、管見の限り、もっとも多くみうけられる。例えば、盗人二人の「断頭」について、尋尊は「悪行の輩にこのような検断を行うのは当然だ」⁽⁶⁴⁾と述べているし、また、『雑事記』延徳二年二月十七日条によれば、前日に逮捕された盗人たちが、北宿と白毫寺において斬刑に処されたことが知られる。

第三に、身柄に対する刑罰措置としては、このほか、「女盗人」に対する「耳鼻そぎ」⁽⁶⁵⁾等の肉刑、さらには、追放刑とされる場合⁽⁶⁶⁾もあった。

第四に、寺僧に対する処罰のありかたは他の身分の者に対する場合と異なっていたことが注目される。まず、管見

の限り、現行犯として殺されたり、あるいは逮捕に抵抗して殺されるといった場合を別にすれば、史料上、寺僧であると明確に認められる人物が死刑に処されている事例は見当らない。

次に、寺僧に対しては、興福寺の公式行事の参列資格を剝奪したり、免職したりすることが最大の重刑と考えられていたように思われる。⁽⁶⁷⁾ 例えば、「日供料足三百五疋」を「掠取」った兼縁得業に加えられた「一生不免之罪科」⁽⁶⁸⁾とは、寺僧としての資格の永久剝奪のことであり、また、堯弘を打擲した琳弘が受けた「五十年之罪科」や堯弘の受けた「一廻罪科」とは、それぞれ五年間及び一年間公式行事への参加資格を奪うという内容の制裁を意味するものと思われる。

こうした措置がとられた理由は、推測の域を出ないが、当時の興福寺において、△興福寺による検断処置として、俗人を死刑に処するのは差し支えないが、寺僧を死刑に処するのは仏教寺院としてのタブーに触れる▽といった考え方が支配的であったためではないかと考えられる。ちなみに、『雑事記』 文明五年九月二日条によれば、斬刑に処すことの決まっていた盗人について、尋尊が寺務が死亡したばかりの時期であることを理由に衆中に減刑を申し入れ、その結果、釈放が決まったという事件があったことが知られるが、興福寺の盗人の死刑に対する態度というのは、まさしくこのように、△寺僧を殺したり、あるいは寺務の喪中に死刑を執行するといった、タブーに抵触しない限りにおいて、死刑を断行する▽というものだったといつてよいのではあるまいか。

B 犯人の住屋に対する措置

次に、犯人の住屋に対する措置の問題を検断得分の問題との関連において検討してみたい。

勝俣鎮夫氏の研究⁽⁶⁹⁾によれば、△中世荘園領主の刑罰の主要な形態は追放刑と犯人の住居の検封Ⅱ差押え、破却、焼

却とを組合わせたものであり、なかでも犯罪による穢れを清めるべく行われた焼却が最も本来的な刑罰であった⁷⁰とされる。これに対しては、清田善樹氏が主として⁷¹中世においては、家屋が焼けてしまうこと自体が穢れとされたから、焼くことによって穢れを清めようとしたという勝俣説はおかしい⁷²という理由で批判を加え、また、村岡幹生氏も、焼却は「領中において独立した家を有する所の正規構成員たること（『住人』身分たること）を一時的にであれ、否定する目的で行われたのではないか⁷³」という点を重視する立場から、勝俣説を批判している。しかし、他方で、最近の石井進氏の研究では、勝俣氏の見解が基本的には正しいと評価されるなど、中世の住屋焼却の評価をめぐる議論は、いまだ決着がついていないといってもよからう。

本稿にも勝俣説の提起した問題に真っ向から応えるだけの用意はないが、『雑事記』の盗人関連記事の検討を通じて気がついた限りで、これにコメントを加えてみることにしたい。

まず、興福寺においても、犯人の身柄に対する措置と平行して、住屋に対する検封、破却、焼却が一般的な刑罰として行われていたこと自体は、勝俣説をはじめとする先学の説かれるとおりであるが、ここでは、『雑事記』の盗人検断記事を見る限りにおいては、あたかも、検封を行うのは門跡、破却を行うのは衆中、というような役割分担があるかのごとくみえること、また、衆中が検封に関与しようとするに対して、門跡の側が特に神経質であるようにみえること、さらに、焼却の事例は非常に例外的なケースのようにみられること、などの点に注目したい。

〈史料H1〉

菩提山中尾奥坊検断事、尤為門跡可⁷⁴売買之處、古市別而拜領度之由申入之間、給⁷⁵古市了、忠節故也、仍彼坊事向後不可⁷⁶成⁷⁷其例之由、可⁷⁸進⁷⁹書狀之由古市二仰了、仍御橋代五百足進之了、

〈史料H2〉

元興寺北室郷住人と手蓋住人、於中市喧嘩云々、仍為六方中市へ使ヲ付、当郷不注進間尋使人之、本人住宅同力者ニ給之、元興寺郷事ハ衆中與門跡使ノ入カチ也、宅六貫文ニ為力者売之云々、⁽⁷⁴⁾

史料H1によれば、これより先、五月十四日に、その坊主と下部が盗人を働いたかどで、大乘院門跡から検封されていた、菩提山中尾奥坊について、⁽⁷⁵⁾ハ本来なら門跡の手で売却してしまうべきところ、古市が別して所望するため、彼に給付したこと、及びその代償として、古市から門跡に対して、挨拶金五百疋を進上したこと⁷⁶が知られる。また、史料H2によれば、元興寺郷の喧嘩の検断にともなう、門跡から検封された犯人の住宅を給付された門跡の力者がこれを六貫文で売却していることがわかる。

これらのことから、検封された住屋が売買の対象とされ、検断権者の検断得分の収益源として大きな比重を占めており、検断権者もこの利権を重視しただろうことが推測できるが、以下の史料はこうした推測をさらに補強するもののように思われる。

〈史料H3〉

鵲郷皮屋与塔本鍛冶就博奕事、喧嘩事在之、称博奕事自衆中令検封之、希代事也、及破却者不及是非、或使入或検封事、一向不可有其例也、⁽⁷⁶⁾

〈史料H4〉

近日山木共任雅意盗取之由聞、仍昨日一人召取之強問、(中略)合八人歟、為講衆蜂起、彼住屋共進発之、此内白毫寺宿者住屋ハ仰公人令放火了、⁽⁷⁷⁾

ハ大乘院領寺外鵲郷の皮屋と同じく塔本郷の鍛冶が博奕が原因で喧嘩した。これについて、博奕のことだからと称して、衆中より検封したが、希代のことである。破却に及ぶのならやむを得ないが、衆中が使者を入れたり、検封を

行ったりするのはその例がない。V

以上が史料H3の記事の内容である。

次に、史料H4によれば、山木盗人八名の住屋検断のために、講衆が進発したが、犯人の内「白毫寺宿者」の住屋については公人に命じて放火したことが知られる。管見の限り、『雑事記』には、盗人の検断に際して放火⁷⁸焼却処分を受けた事例はこれ以外には一件しか見あたらないが、その事例も焼かれているのが「鳩垣内」の唱聞師、すなわち非人の住屋であったことは、筆者にはあながち偶然ではないように思われる。

ところで従来、住屋の検封、破却、焼却という三つの刑罰については、例えば、鈴木止一氏が八検封のみではすまされない場合には住屋破却を行うこともあった⁷⁹V旨述べているのに代表されるように、主として罪の軽重に対応するものとしてとらえられてきたように思われる。勿論、こうした理解が誤っているというわけではないが、以上に紹介したような史料の検討をもとに、速断を承知で、あえていえば、八大乘院は、検断得分として大きな意味を持つ住屋検封の権限は極力自らの手元に留保しつつ、他方で、売却の対象となるほどの独立した経済的価値に乏しい家屋については、衆中や講衆による破却や焼却に委ねるという、ある種の、かなり打算的な方針を堅持していた⁸⁰Vというふう⁸¹に解釈する余地も充分あるのではなからうか。

C 検断得分について

検断得分、すなわち検断にともなう収益としては、住屋検封のほかに、例えば、検断を免除してもらう「御礼分」として二貫文を門跡に進上させた例⁸²、同様に、検封措置を解除する代償に「榼一双」等を進上させた例⁸¹、また、大乘院末寺内山寺を検断した大乘院派遣の検断使に対して、内山寺から「公給百疋」を渡した例⁸²などが知られる。こ

のほか、『雑事記』長祿三年六月十七日条によれば、仕丁丸為春の罪科に際して、[△]公文目代から仕丁・中綱等に罪科を加えるときは、（その仕丁等の居住する）惣郷として、検断の使者に対して「使料」を出すのが毎度の例[△]とされているし、また、同、明応元年八月廿八日条によれば、永享年間の辰市郷における例として、盗人を打った者が惣郷から褒美を取るという慣習が存在したことが知られる。

以上のように、犯罪事件の処理と検断得分とは密接不可分の関係にあったが、その例外的な事例のひとつとして、盗人が乞食であったような場合をあげることができる。

△史料Ⅰ[△]

近日東南院殿立具以下紛失、盗人召寄之處、乞食也云々、酒肴代事、自^ニ衆中申^ニ遣公文目代方^ニ、於^ニ乞食者先例不出^レ之云々、仍此子細申遣云々、先年南田堂之内錢塔共乞食盜之、不^レ及^ニ酒肴^一、是近例也。⁽⁸³⁾

△東南院の建具以下の盗人を逮捕してみたら、乞食だった。逮捕の報酬として、酒肴代を衆中に対して支給するよう、衆中から興福寺の公文目代に要求したところ、犯人が乞食の場合は酒肴代を出さないのが先例とのことだった。先年、南田堂で乞食が盗みを働いた時も酒肴代には及ばなかった。これが近例である。[△]

以上が史料Ⅰの内容であるが、先に触れた、乞食の住屋の焼却の事例と合わせ考えると、乞食の逮捕に対して酒肴代が出ないのは、犯人が乞食の場合には、酒肴代にあてべき財物を犯人から徴収することがそもそも不可能だからと考えるのがもっとも自然ではないかと考えられる。

五 おわりに

以上、史料、それも大半は既知の史料の整理、紹介に終始する、いかにもとりとめのないノートになってしまったが、最後にこれまで述べてきたことを簡単に要約して、本稿の締めくくりとしたい。

本稿の主たる検討課題は、中世後期の奈良市中において、及び、その他大和国内の大乗院の支配領域において盗犯事件が発生した場合、誰が検断活動の主体となり、いかなる内容の検断措置がとられたのかという点につき、主としてその犯罪の発生地、犯罪当事者の住所及び身分、等々の点に着目しながら考察するということであった。

その結果、以下のことが明らかになったと思われる。

まず、奈良市中を除く大和国内の大乗院領における犯罪、また、大乗院の寄人たる油座衆を当事者とする盗人以外の犯罪については、大乗院門跡の検断権が安定的に行使されていたことができる。しかし他方、興福寺内の諸勢力間の奈良市中における検断管轄について言えば、八寺中、社頭で発生した犯罪については、犯罪発生地を基準とする論理と犯罪の性格を基準とする論理を組み合わせ、盗人・博奕事件は衆中、刃傷・殺害事件は講衆の管轄と大別し、寺外発生の事件については、基本的には犯人の居住する郷の領主が管轄し、盗人・博奕事件に限り衆中が犯人の身柄の逮捕、処刑等に関与するVというルールが一応の原則として、うたわれてはいたものの、実態を見れば、そこにおいて安定的な管轄秩序が存在していたとは到底いえないような状況であった。

そこでは、しばしば衆中、門跡、講衆をはじめとする諸勢力が、自らの検断の権限の拡大を志向して、互いに自らの検断権の行使こそが正当とする主張を応酬しあっていた。例えば、講衆は院家・僧坊という聖域におけるあらゆる

犯罪は僧侶が管轄すべきだという論理を根拠とし、門跡は犯罪当事者にとっての領主たることを根拠に検断権を主張しつつ、逮捕や処刑といった触穢に関わる実務のみは衆中に担当させようとし、衆中は盗人検断権を梃子に、一般的な重罪の管轄にまで手を伸ばそうとし、さらには職務内容についても、逮捕・処刑という枠をはみ出して、住屋検封まで行おうとする、といった具合である。

では何故検断管轄をめぐる争いがこれほどまでに熾烈を極めたのか。この点については、いかにも常識的で、陳腐な結論だが、基本的には、検断得分という利権獲得がその最大の動機だったように思われる。

こうした視角から見るとき、例えば、衆中の権限が逮捕や処刑や検封後の破却のみに限定されるということは、衆中の検断得分が酒肴料もしくは、せいぜい独立家屋としての財産的価値に乏しい家屋の材木収取に抑えられることを意味するということがよりはっきりしてくるよう思われるし、衆中が門跡の制止に逆らって住屋検封を行おうとしたことの意味もまたはっきりしてくるよう思われるのである。

(注)

(1) もっとも、このうち本稿で比較検討の対象として取り上げることができたのは、大和国内の大乗院の支配領域に関するのみである。

(2) 例えば、鈴木止一「興福寺衆中について―特に検断を中心として」(『歴史地理』八二―一二)、同「続興福寺衆中について」(『歴史地理』八二―六)、興福寺講衆について―特に検断を中心として」(『史淵』三〇・三一合併号)、永島福太郎「奈良文化の伝流」、渡辺澄夫「中世社寺を中心とせる落書起請に就いて」(『史学雑誌』五六―三)、山田洋子「中世大和の非人についての考察」(『年報中世史研究』四)、稲葉伸道「中世の公人に関する一考察―寺院の公人を中心として」(『史学雑誌』八九―一〇)、村岡幹生「中世犯罪史の一考察―大和国辰市の地下検断から」(『年報中世史研究』六)、同「一五・六世紀の薬師寺の寺辺郷検断」(『史学雑誌』九七―一)、坂井孝一「中世奈良の検断に関する考察」(『遙かなる中世』

- 五）、同「入勝」考、中世奈良の検断に関する考察」（『史学雑誌』九七一六）、安田次郎「興福寺『衆中』について―その呪術的側面」（『名古屋学院大学論集／人文・自然科学篇』二〇―二）等参照。
- （3）前注所引の鈴木止一論文参照。
- （4）以下、興福寺の寺内組織および支配領域の分布についても、特にことわらないかぎり、同右参照。
- （5）鈴木良一『大乘院寺社雑事記』ある門閥僧侶の没落の記録』、一六三頁。
- （6）以上、衆徒については、安田、前掲論文、五四頁参照。
- （7）なお、鈴木良一、前掲書、九四頁によれば、『雑事記』という寺門とは興福寺全体の総称ではなく、別当、権別当を中心とする寺務執行部を指し、そこでは学侶集会、六方集会所が強い発言権を持っていたという。
- （8）永島福太郎『奈良』一六七頁。
- （9）鈴木止一「続興福寺衆中について」、二頁以下参照。
- （10）鈴木止一「興福寺講衆について」、九二頁以下参照。
- （11）鈴木止一「続興福寺衆中について」、二頁以下参照。
- （12）同右、一五頁以下参照。
- （13）同右、一八頁以下、坂井「『入勝』考、中世奈良の検断に関する考察」、四一頁以下参照。
- （14）鈴木止一「興福寺衆中について」、二三頁。
- （15）鈴木止一「興福寺講衆について」、八三頁。
- （16）鈴木止一「続興福寺衆中について」、八頁以下参照。
- （17）稲葉、前掲論文、一七頁。
- （18）安田、前掲論文、六二頁。
- （19）ちなみに、鈴木止一「興福寺講衆について」、九七頁も、講衆による寺中の盗人検断が行われた可能性は指摘している。
- （20）『雑事記』文明十八年九月廿四日条。
- （21）同右、長享二年十一月廿二日条。
- （22）同右、文明三年三月二日条。

- (23) 同右、長享元年七月廿日条、同、文明十八年十月七日条
- (24) 同右、文龜二年八月一日条。
- (25) 同右、文明十年五月十二日条。
- (26) 同右、長享元年七月廿一日条。
- (27) 同右、文明十年四月一日条、四月十三日条、四月廿七条等。
- (28) 同右、長享元年七月廿六日条。
- (29) 同右、文明十七年十月一日条。
- (30) 安田、前掲論文、六四頁以下参照。
- (31) 『雜事記』文明十八年六月廿七日条。
- (32) 同右、文明四年正月廿三日条。
- (33) 同右、康正三年二月十四日条。
- (34) 同右、文明十八年十二月一日条。
- (35) 以上のほか、同右、長祿三年二月廿八日条によれば、大乘院郷の松谷郷に住む下部が山の木を犯用した、則ち盗んだ事件につき、犯人の主人の増秀律師方から使者を派遣し、副使として門跡の力者を派遣したことが知られる。ここで衆中が検断に関与した形跡が見られないのがなぜなのか、門跡領に関する盗人事件で衆中が関与しなかった事例が他に見つからなかったため、不明というほかないが、あるいは犯人の主人であることを根拠とする検断権の行使が認められる場合もあったということではあるまいか。
- (36) 同右、明応六年十月十六日条。
- (37) 同右、長享元年十二月七日条。
- (38) 坂井前掲論文、参照。
- (39) 『雜事記』長祿四年正月九日条。
- (40) 同右、文明十六年六月十二日条。
- (41) 村岡「中世犯罪史の一考察」大和国辰市の地下検断から」参照。
- (42) 同右、八八頁。

- (43) 『雑事記』文明十五年七月十七日条。
- (44) 同右、文明十五年七月十九日条。
- (45) ここにいう女盗人というのが、村岡、前掲論文、九八頁も推定しているとおり、盗みの主体が女性であるような盗人を指すという点については、なお、同右、文明十八年正月廿六日条参照。
- (46) 未考だが、おそらく上級支配者の意か。
- (47) 『雑事記』康正三年四月十五日条。
- (48) 同右、文明五年二月四日条。
- (49) 同右、康正三年五月廿三日条。
- (50) 瀬田勝哉「神判と検断」（『日本の社会史』第五卷所収）、六五頁参照。
- (51) なお、興福寺における湯起請については、衆中がその役目として携わるべきものであって、学侶・六方が湯起請に關与することは不吉なことと考えられていたことについては、安田、前掲論文、六五頁以下参照。
- (52) 『雑事記』文明十七年十月一日条。
- (53) この点は、すでに永島前掲書、二三四頁、坂井、前掲論文、四一頁等でも指摘されている。
- (54) 『雑事記』康正三年五月廿日条参照。
- (55) これと同様のことは、同右、明応三年十二月卅日条の、大乘院の末寺の菩提山が喧嘩、放火、盗人等の犯罪について大乘院に注進しなかったことを理由に百貫文の「過錢」を命じられたという記事からも知られる。
- (56) 同右、寛正三年五月十七日条。
- (57) 同右、文明十八年四月廿五日条。
- (58) 同右、文明十八年正月廿六日条。
- (59) 興福寺の検断システムにおける公人の機能と位置付けについては、稲葉、前掲論文、一八頁以下参照。また、堂童子の重要な職能のひとつに牢獄の管理があったことについては、山田、前掲論文、五五頁参照。
- (60) 『雑事記』明応五年十二月廿七日条。
- (61) 笠松宏至「盗み」（網野善彦ほか著『中世の罪と罰』所収）、七八頁以下、村岡「一五・六世紀の薬師寺の寺辺郷検断」五

○頁以下参照。

- (62) 延徳三年十月廿四日「紀伊粉河寺東村地下掟」(『中世政治社会思想』下／日本思想大系二三所収)
- (63) 『雑事記』文明十二年十二月廿二条。
- (64) 同右、文明十年四月十四日条。
- (65) 同右、文明十八年正月廿六日条。
- (66) 同右、応仁元年四月四日条。
- (67) この点については、既に鈴木止一「興福寺衆中について」二二頁に指摘がある。
- (68) 『雑事記』寛正二年四月十四日条。
- (69) 勝俣鎮夫「家を焼く」(網野善彦ほか著『中世の罪と罰』所収)
- (70) 清田善樹「中世の大和における住屋放火」(『奈良文化財研究所創立三十周年記念論集』所収) 参照。
- (71) 村岡、前掲論文、四九頁。
- (72) 石井進「罪と拔」(『日本の社会史』第五卷所収)、二二頁以下参照。
- (73) 『雑事記』長祿四年七月一日条。
- (74) 同右、康正三年六月廿六日条。
- (75) 同右、長祿四年五月十三日、五月十四日条参照。
- (76) 「御領内元興寺郷検断間事条々」文明七年四月廿八日条(『雑事記』第六卷一二三頁)。
- (77) 『雑事記』明応五年四月十七日条。
- (78) 同右、明応五年五月九日条。
- (79) 鈴木止一「続興福寺衆中について」、二頁。
- (80) 『雑事記』長祿二年五月十二日条。
- (81) 同右、長祿四年七月十日条。
- (82) 同右、長祿二年六月廿二日条。
- (83) 同右、文明十年四月廿七日条。